

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2018年10月2日

東京都作業部会確認 2018年10月18日

(契約変更に伴う再確認 2020年5月27日)

事業名

案件名 選手村ビレッジプラザ整備工事

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委員会のオーバーレイを除き都の負担 (令和 2 年 5 月 21 日契約変更に伴う追記) ・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 (令和 2 年 5 月 21 日契約変更に伴う追記) ・大会延期に伴い、警備体制や維持管理にかかる費用縮減のほか、木造建物への不審火による火災を防ぐため、敷地を仮囲い等により閉鎖管理することとなった。検討の結果、本事業で実施することで、コスト面や工期などで効率的かつ効果的に執行が可能となる。 ・当初設計では想定されていない 1 年を超える建物維持管理の中で、自治体提供木材などを台風や大雨、積雪などの悪天候に対して劣化対策を行う必要がある。 	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約 大会運営要件で求められている運営ゾーンの整備として挙げられている。 ・選手や選手団役員らの大会期間中に必要な利便施設やメディアセンターを村内に整備する。 <p>(令和2年5月21日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間施設を使用しない場合、敷地を仮囲いで閉鎖することで、第三者の侵入防止、警備巡回や建物管理の簡素化、不審火対策などに寄与することができる。 ・後利用の計画がある自治体提供木材に、割れ等の不具合が発生した場合、また、自治体名刻印が不明瞭になった場合、大会後に各自治体へ返却できない恐れがあるため。 ・協力自治体名を大会時にPRするため。 ・木材劣化対策をしないと、建物性能に支障が出て大会時の使用が困難になる。 ・木材の劣化対策は、日本の気候を踏まえ安定している今の時期(梅雨前)に施工することが最も効果的である。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各FAと協議し、敷地要件や事業スキーム並びにコストを鑑みて設計を進めた。 ・東京都積算基準・単価により積算 <p>(令和2年5月21日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業で行うことにより、建物完成後速やかに仮囲いが設置できるため効率的である。 ・木の材質を熟知した施工者が劣化対策を行うことで、適切に施工が施され効率的である。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性へ配慮し、全国の自治体から木材の提供を受け、大会後は2020レガシーとして自治体に木材を返却する計画としている。 ・東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。 <p>(令和2年5月21日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場を熟知した受注者が仮囲いを設置することで、工期内に不備なく設置ができ、経費削減も可能となる。 ・日当たりの良い場所や雨ざらしになりやすい部分に限定して木材劣化対策を行うことで、必要最低限とした対策としている。 	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大卒の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であるとする。 ・選手村全体の累計として、V2 予算内 (令和2年5月21日契約変更に伴う追記) ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ・各自治体の後利用計画は公共性の高い施設等であることから公費負担の対象としては適切である。 	
---------------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。